

新ひだか町共同企業体取扱要綱

令和3年3月24日要綱第8号
改正 令和5年3月 2日要綱第3号

新ひだか町共同企業体取扱要綱（平成25年要綱第12号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事、測量業務、地質調査業務、工事設計業務及び工事監理業務において、確実かつ円滑な施工又は履行を図るとともに、建設業者の健全な育成を図るために結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 特定の建設工事の施工を目的として、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等で工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合において、当該工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (2) 特定業務共同企業体 特定の測量業務、地質調査業務、工事設計業務及び工事監理業務（以下「委託業務」という。）の履行を目的として、技術力等を結集することにより業務の安定的履行を確保する場合等で業務の規模、性格等に照らし、共同企業体による履行が必要と認められる場合において、当該委託業務ごとに結成される共同企業体をいう。
- (3) 経常建設共同企業体 中小・中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工する工事が特定されていない共同企業体をいう。
- (4) 地域維持型建設共同企業体 地域の維持管理に不可欠な工事につき、地域の建設業者が持続的な協業関係を確保することにより、その実施体制の安定を確保することを目的として結成されるもので、施工する工事が特定されていない共同企業体をいう。

（形態）

第3条 共同企業体は、次に掲げる形態のいずれかとする。

- (1) 甲型（共同施工方式又は共同履行方式） 一つの工事又は業務について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員が一体となって工事の施工又は業務を履行する方式
- (2) 乙型（分担施工方式又は分担履行方式） 一つの工事又は業務について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任をもって、工事の施工又は業務を履行する方式

（施工方法）

第4条 特定建設工事共同企業体及び特定業務共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）により行う建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）の施工若しくは

履行、経常建設共同企業体又は地域維持型建設共同企業体により行う建設工事の施工は、共同施工方式（共同履行方式）によるものとし、工事内容等からこれによることが適当でない認められる工事においてのみ、分担施工方式（分担履行方式）によることができるものとする。

第2章 特定共同企業体

（対象工事及び業務）

第5条 特定建設工事共同企業体により施工することができる建設工事は、次に掲げる工事の種別に応じ、その工期、内容、技術的特殊性等を総合的に勘案し、共同請負によることが適当と認められるものとする。

- (1) 土木工事
- (2) 建築工事
- (3) その他の専門工事

2 特定業務共同企業体により行うことができる委託業務は、その履行期間、内容、技術的特殊性等を総合的に勘案し、共同履行によることが適当と認められるものとする。

（構成員数）

第6条 構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、特に大規模と認められる建設工事については、6者までとすることができる。

2 前項の構成員には、町内に商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定による登記がされた本店を有する者又は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可における主たる営業所を有する者（以下「町内業者」という。）が1者以上含まれていなければならない。ただし、建設工事等の技術的特殊性その他の事情により、町内業者を構成員にできない場合はこの限りでない。

3 分担する工区（区域）のない者を構成員としてはならない。

（組合せ）

第7条 構成員の組合せは、建設工事等の種別、工期、内容、技術的特殊性等を総合的に勘案し、その都度、町長が別に定める。

（構成員の要件）

第8条 特定共同企業体は、すべての構成員が次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注する建設工事等に対応する建設工事等の種別について新ひだか町競争入札等参加資格を有している者（以下「資格者」という。）であること。
- (2) 建設工事の場合にあつては、発注する建設工事（乙型の特定共同企業体にあつては、分担する建設工事の区分）に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上、委託業務の場合にあつては、発注する委託業務に係る営業年数が2年以上であること。ただし、相当の施工又は履行実績を有し、確実かつ円滑な共同施工又は履行が確保できると認められる場合には、2年未満でもこれを同等として取り扱うことができる。
- (3) 発注する建設工事等を構成する一部の工種又は業種を含む建設工事等について元請としての実績があり、かつ、発注する建設工事等と同種の建設工事等を施工又は履行した経験があること。
- (4) 建設工事の場合にあつては、発注する建設工事（乙型の特定共同企業体にあつては、

分担する建設工事の区分)に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者(建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者を配置する場合を含む。以下同じ。)又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

委託業務の場合にあつては、発注する委託業務に対応する管理(主任)技術者を構成員のいずれかが専任で、他の構成員が兼任で配置することができること。なお、乙型の特定共同企業体においては、分担する業務に対応する管理(主任)技術者を、原則として専任で配置するものとする。

(結成方法)

第9条 特定共同企業体は、自主結成により結成されなければならない。この場合において、特定共同企業体の各構成員は、当該建設工事等に係る2以上の特定共同企業体の構成員となることできない。

(構成員の出資の割合等)

第10条 特定共同企業体の出資割合等は、次のとおりとする。

(1) 甲型の場合

ア 各構成員の出資割合を定めるものとし、当該出資割合は、各構成員の建設工事等に関する割合に応じて定め、各構成員の施工(履行)能力を反映した適正なものとする。

イ 各構成員の出資割合は、構成員数で均等に除した比率の10分の6以上でなければならない。

(2) 乙型の場合

ア 出資割合は定めず、分担する工区(区域)を定めるものとする。

イ 各構成員の分担工事(業務)額を定めるものとする。

(特定共同企業体の代表者)

第11条 第9条の規定により結成された特定共同企業体の代表者は、構成員において決定するものとし、次の要件を満たすものとする。ただし、乙型の特定企業体の代表者は、主たる建設工事等を担当する構成員とする。

(1) 円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、構成員のうち、最大の施工能力を有するものとし、各構成員の格付等級が異なる場合にあっては、最上位等級の者とする。

(2) 出資比率が構成員中最大のものであること。

(特定共同企業体と単体企業との混合による入札)

第12条 特定共同企業体と対象建設工事等の施工又は履行能力を有すると認められる単体企業との混合による入札を行うことができるものとする。ただし、乙型の特定共同企業体については、原則、混合入札を行わないものとする。

(特定共同企業体の入札参加資格)

第13条 建設工事等の特定共同企業体の入札参加資格申請における参加資格、資格審査の申請書等の提出時期、提出先その他資格審査に関し必要な事項は、その都度入札公告等で定めるものとする。

(入札参加資格申請)

第14条 前条の規定により公告した建設工事等の入札について、特定共同企業体を結成

して入札に参加しようとする場合は、その共同企業体の種類に応じて、次に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別記様式第2号）
- (3) 特定建設工事共同企業体協定書（乙型）（別記様式第3号）
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書（乙型）（別記様式第4号）
- (5) 委任状（特定建設工事共同企業体用）（別記様式第5号）
- (6) 特定業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式第6号）
- (7) 特定業務共同企業体協定書（甲型）（別記様式第7号）
- (8) 特定業務共同企業体協定書（乙型）（別記様式第8号）
- (9) 特定業務共同企業体協定書第8条に基づく協定書（乙型）（別記様式第9号）
- (10) 委任状（特定業務共同企業体用）（別記様式第10号）
- (11) その他町長が必要と認めるもの
（資格審査）

第15条 町長は、前条の規定により提出された申請書によって資格審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

（存続期間）

第16条 発注する建設工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該建設工事等の請負契約代金の支払いが完了したとき又は当該建設工事等の完成後残務整理等に必要な期間までとする。ただし、当該建設工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。

2 発注する建設工事等の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該建設工事等に係る請負契約が締結されたときまでとする。ただし、入札の取りやめ等により契約の相手方の決定に至らなかったときは、入札の取りやめ等が決定したときまでとする。

第3章 経常建設共同企業体

（対象工事）

第17条 経常建設共同企業体により施工することができる建設工事は、特定建設工事共同企業体により施工する工事以外の建設工事を対象とし、当該経常建設共同企業体の建設工事種類別の格付等級に対応する契約予定価格以上の規模で、かつ、すべての構成員が技術者を適正に配置することが可能な規模の建設工事とする。

（構成員数）

第18条 構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、乙型の経常建設共同企業体の場合は、分担する工事の資格の種類の数と同一以上であり、かつ、2者又は3者とする。

（組合せ）

第19条 構成員の組合せは、同一の工種で、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。

（構成員の要件）

第20条 経常建設共同企業体は、すべての構成員が次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当し、発注する建設工事に対応する建設工事の種別について、単体企業としての資格者であること。
- (2) 町内業者であること。ただし、建設工事の技術的特殊性その他の事情により、町内業者を構成員にできない場合は、この限りでない。
- (3) 発注する建設工事（乙型の経常建設共同企業体にあつては、分担する建設工事の区分）に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、2年未満でもこれを同等として取り扱うことができる。
- (4) 発注する建設工事を構成する一部の工種又は業種を含む建設工事について元請としての実績があり、かつ、発注する建設工事と同種の建設工事を施工した経験があること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が、当該建設工事を確実かつ円滑な共同施工できる能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- (5) 工事1件の請負代金額（乙型の経常建設共同企業体にあつては、分担工事1件の請負代金額）が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額にあつては、すべての構成員が、発注する建設工事（乙型の経常建設共同企業体にあつては、分担する建設工事の区分）に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者（国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金額が、同項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置することができるものとする。なお、乙型の経常建設共同企業体の場合にあつては、各構成員が分担する建設工事の金額により監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任又は兼任で配置するものとする。ただし、分担する工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額に満たない場合は、監理技術者又は主任技術者の専任は要しないものとする。

（結成方法）

第21条 経常建設共同企業体は、自主結成により結成されなければならない。

（構成員の出資の割合等）

第22条 経常建設共同企業体の出資割合等は、次のとおりとする。

(1) 甲型の場合

ア 各構成員の出資割合を定めるものとし、当該出資割合は、各構成員の建設工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとする。

イ 各構成員の出資割合は、構成員数で均等に除した比率の10分の6以上でなければならない。

(2) 乙型の場合

ア 出資割合は定めず、分担する工区（区域）を定めるものとする。

イ 各構成員の分担工事額を定めるものとする。

(経常建設共同企業体の代表者)

第23条 第21条の規定により結成された経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定するものとする。

(登録数)

第24条 一つの単体企業の資格者が同一の登録工種において、複数の経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。

2 一つの経常建設共同企業体が登録できる登録工種の数は、3までとする。

3 同一の登録工種において、単体企業として登録されている資格者と当該資格者を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は原則として認めないものとする。この場合において、当該資格者が、同一の登録工種において、経常建設共同企業体の構成員として登録された場合は、単体企業としての登録を停止するものとする。なお、特定建設工事共同企業体への参加は、構成員がそれぞれ単体企業として参加することはできるが、経常建設共同企業体は、その活用目的及び対象となる建設工事が異なるため、参加はできないものとする。

(結成回数)

第25条 資格の有効期間内に経常建設共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合、その構成員は、当該資格の有効年度において、同一の登録工種での経常建設共同企業体の結成は認めないものとする。ただし、構成員の破産、解散、廃業、合併による消滅その他のやむを得ない場合により経常建設共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合を除くものとする。

(経常建設共同企業体と単体企業との混合による入札)

第26条 経常建設共同企業体は、単体企業に準じて取り扱うものとし、経常建設共同企業体との混合入札を行うことができるものとする。ただし、乙型の経常建設共同企業体については、原則、混合入札を行わないものとする。

(経常建設共同企業体の入札参加資格)

第27条 経常建設共同企業体の入札参加資格申請における参加資格、資格審査の申請書等の提出時期、提出先その他資格審査に関し必要な事項は、その都度告示等で定めるものとする。

(入札参加資格申請)

第28条 前条の規定により告示等をした経常建設共同企業体の入札参加資格審査の申請をしようとする場合は、その共同企業体の種類に応じて、次に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書 (別記様式第11号)
- (2) 経常建設共同企業体協定書 (甲型) (別記様式第12号)
- (3) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書 (甲型) (別記様式第13号)
- (4) 経常建設共同企業体協定書 (乙型) (別記様式第14号)
- (5) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書 (乙型) (別記様式第15号)
- (6) 委任状 (経常建設共同企業体用) (別記様式第16号)
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(資格審査)

第29条 町長は、前条の規定により提出された申請書及び各構成員が単体企業としての新ひだか町競争入札等参加資格審査の申請の際に提出した書類によって資格審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(有効期間)

第30条 経常建設共同企業体の登録の有効期間は、1年とする。ただし、前条の規定による決定が年度途中であったときは、その年度末までとする。

2 存続期間満了の日において、工事を施工している場合（工事の完成後、工事の請負代金額等の受領が完了していない場合を含む。）は、当該工事が完成し、かつ、工事の請負代金額等の受領等が完了したとき又は当該建設工事等の完成後残務整理等に必要な期間の経過後に解散するものとする。

3 前項の規定には、当該建設工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでを含むものとする。

第4章 地域維持型共同企業体

(対象工事)

第31条 地域維持型共同企業体により施工することができる建設工事は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、次に掲げるものに係る維持管理工事の全部又は一部を包括契約により発注するもので、地域事情に精通した者が持続的に実施する必要があるものとする。ただし、維持管理に該当しない新設、改築等の工事を含まないものとする。

(1) 道路に係る維持管理で、舗装修繕、路面清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡回、施設点検、応急処置その他道路維持・道路修繕に係る工事等

(2) 河川に係る維持管理で、舗装修繕、清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡視、施設の点検・操作、応急処置その他河川維持・河川修繕に係る工事等

(3) 除雪に係るもので、運搬排雪、凍結防止、巡回・状況調査等

(4) 災害応急対応に係るもので、情報連絡体制の構築、協力体制の編成、資機材情状況の把握、発災時の被害情報収集、危険箇所の表示、障害物の除去その他緊急性の高い応急復旧等

(構成員数)

第32条 構成員の数は、地域や対象工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数とし、町長が別に定めるものとする。ただし、乙型の地域維持型建設共同企業体の場合は、分担する工事に対応する資格の種類の数と同一以上とする。

(組合せ)

第33条 構成員の組合せは、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けた者を少なくとも一者含む組合せとする。

(構成員の要件)

第34条 地域維持型共同企業体は、すべての構成員が次の要件を満たしていなければならない。

(1) 単体企業体として、新ひだか町への入札参加資格を有していること。

(2) 町内業者であること。ただし、建設工事の技術的特殊性その他の事情により、町内

業者を構成員にできない場合は、この限りでない。

- (3) 発注する建設工事（乙型の地域維持型建設共同企業体にあつては、分担する建設工事の区分）に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、2年未満でもこれを同等として取り扱うことができる。
- (4) 発注する建設工事を構成する一部の工種又は業種を含む建設工事について元請としての実績があり、かつ、発注する建設工事と同種の建設工事を施工した経験があること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が、当該建設工事を確実かつ円滑な共同施工できる能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- (5) 工事1件の請負代金額（乙型の地域維持型建設共同企業体にあつては、分担工事1件の請負代金額）が、建設業法施行令第27条第1項に定める金額にあつては、すべての構成員が発注する建設工事（乙型の地域維持型建設共同企業体にあつては、分担する建設工事の区分）に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金額が、同項に定める金額に満たない場合で、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、残りの構成員は兼任で配置することができるものとする。なお、乙型の地域維持型建設共同企業体の場合にあつては、各構成員が分担する建設工事の金額により監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任又は兼任で配置するものとする。ただし、分担する工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額に満たない場合は、監理技術者又は主任技術者の専任は要しないものとする。
- (6) 建設工事に類することのない役務の業務が主とするものにおいては、前号の規定における監理技術者又は主任技術者の代わりに業務責任者を配置するものとする。
- (7) 前各号のほか、建設工事の発注の際に、地域要件を入札公告等で定める場合は、その地域要件の区域内に営業所を有しているものとする。

（結成方法）

第35条 地域維持型建設共同企業体は、自主結成により結成されなければならない。

（構成員の出資の割合等）

第36条 地域維持型建設共同企業体の出資割合等は、次のとおりとする。

(1) 甲型の場合

ア 各構成員の出資割合を定めるものとし、当該出資割合は、各構成員の工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとする。

イ 各構成員の出資割合は、原則として構成員数で均等に除した比率の10分の6以上でなければならない。

(2) 乙型の場合

ア 出資割合は定めず、分担する工区（区域）を定めるものとする。

イ 各構成員の分担工事額を定めるものとする。

（地域維持型建設共同企業体の代表者）

第37条 第35条の規定により結成された地域維持型建設共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、構成員のうち施工能力の高いものとし、構成員において決定するものとする。

(登録数)

第38条 一つの単体企業の資格者が同一の登録工種において、複数の地域維持型建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。

2 一つの地域維持型建設共同企業体が登録できる登録工種の数、3までとする。

3 地域維持型建設共同企業体にあつては、維持管理に該当しない新設、改築等の工事を対象としないことから、一つの単体企業と地域維持型建設共同企業体との同時登録並びに経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体と地域維持型建設共同企業体との同時登録は可能であるものとする。

(結成回数)

第39条 資格の有効期間内に地域維持型建設共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合、その構成員は、当該資格の有効年度において、同一の登録工種での地域維持型建設共同企業体の結成は認めないものとする。ただし、構成員の破産、解散、廃業、合併による消滅その他のやむを得ない場合により地域維持型建設共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合を除くものとする。

(地域維持型建設共同企業体と単体企業との混合による入札)

第40条 地域維持型建設共同企業体は、単体企業に準じて取り扱うものとし、地域維持型建設共同企業体との混合入札を行うことができるものとする。ただし、乙型の地域維持型建設共同企業体については、原則、混合入札を行わないものとする。

(地域維持型建設共同企業体の入札参加資格)

第41条 地域維持型建設共同企業体の入札参加資格申請における参加資格、資格審査の申請書等の提出時期、提出先その他資格審査に関し必要な事項は、その都度告示等で定めるものとする。

(入札参加資格申請)

第42条 前条の規定により告示等をした地域維持型建設共同企業体の入札参加資格審査の申請をしようとする場合は、その共同企業体の種類に応じて、次に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書 (別記様式第17号)
- (2) 地域維持型建設共同企業体協定書 (甲型) (別記様式第18号)
- (3) 地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書 (甲型) (別記様式第19号)
- (4) 地域維持型建設共同企業体協定書 (乙型) (別記様式第20号)
- (5) 地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書 (乙型) (別記様式第21号)
- (6) 委任状 (地域維持型建設共同企業体用) (別記様式第22号)
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(資格審査)

第43条 町長は、前条の規定により提出された申請書及び各構成員が単体企業としての

新ひだか町競争入札等参加資格審査の申請の際に提出した書類によって資格審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(有効期間)

第44条 地域維持型建設共同企業体の登録の有効期間は、原則として1年とする。ただし、前条の規定による決定が年度途中であったときは、その年度末までとする。

2 存続期間満了の日において、工事を施工している場合（工事の完成後、工事の請負代金額等の受領が完了していない場合を含む。）は、当該工事が完成し、かつ、工事の請負代金額等の受領等が完了したとき又は当該建設工事等の完成後残務整理等に必要な期間の経過後に解散するものとする。

3 前項の規定には、当該建設工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでを含むものとする。

第5章 共同企業体との契約

(入札及び見積)

第45条 共同企業体の入札書又は見積書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記のうえ、構成員全員が連名で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が入札に関する権限をあらかじめ委任している場合には、共同企業体の代表者のみが記名押印することで足りるものとする。

(共同企業体との契約)

第46条 共同企業体による請負契約書の相手方は、共同企業体の名称、構成員の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名を明記のうえ、構成員全員の連名で記名押印するものとする。

2 請負契約書には、共同企業体協定書の写しのほか、乙型の特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書(乙型)(別記様式第4号)を、乙型の特定業務共同企業体にあつては特定業務共同企業体協定書第8条に基づく協定書(乙型)(別記様式第9号)を、甲型の経常建設共同企業体にあつては経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(甲型)(別記様式第13号)を、乙型の経常建設共同企業体にあつては経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(乙型)(別記様式第15号)を、甲型の地域維持型建設共同企業体にあつては地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(甲型)(別記様式第19号)を、乙型の地域維持型建設共同企業体にあつては、地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(乙型)(別記様式第21号)をそれぞれ添付するものとする。

3 共同企業体は、契約締結後、町長へ共同企業体編成表を提出するものとする。

(内容変更、解散又は脱退等)

第47条 共同企業体の有効期間内にその企業体の内容に変更があつた場合は、速やかに町長へ届出しなければならない。

2 共同企業体は、みだりに解散してはならない。ただし、構成員の破産、解散、廃業、合併による消滅その他のやむを得ない場合により構成員全体の同意があり、かつ、町長が正当な理由があると認めるときは、解散することができる。

3 前項の規定は、構成員の脱退について準用する。

4 登録期間中の構成員の組合せの変更は認めない。

5 第1項から第3項までの規定により共同企業体の内容に変更等があった場合は、その内容により競争入札参加資格関係事項変更届（別記様式第23号）、共同企業体解散届（別記様式第24号）、共同企業体の解散に関する決議書（別記様式第25号）に必要な書類を添付のうえ、町長へ提出しなければならない。

（共同企業体の運用）

第48条 共同企業体の活用にあたっては、次の方針を基本とする。

- (1) 建設業の健全な発展と建設工事の効率的施工を図るため、公共工事の発注は単体を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする。
- (2) 不良・不適格業者の参加を防止し、円滑な共同施工を確保するため、共同企業体の活用の目的、対象工事に応じた適格企業のみにより結成されるよう適正な基準を定め、共同企業体の対象工事、構成員数、組合せ、資格、結成方法を明示し、それに基づき共同企業体の運用を行うものとする。
- (3) 中小・中堅建設企業が共同企業体を結成し、協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化し、安定的な施工を確保することは有用であることから、発注対象となる建設工事において、適正かつ柔軟な資格審査、運用の手續等の措置を必要に応じて講ずるものとする。

（雑則）

第49条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

2 この要綱の取扱いにより難い特別な事由があるときは、その都度町長の承認を経て別段の定めをすることができるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新ひだか町共同企業体取扱要綱の規定は、令和3年4月1日以後に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについて適用し、同日前に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新ひだか町共同企業体取扱要綱の規定は、令和5年4月1日以後に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについて適用し、同日前に執行される競争入札に係る資格に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

別記様式第1号（第14条関係）

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

新ひだか町長 様

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

新ひだか町が発注する次の建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、入札参加資格要件すべてを満たしていること、並びにこの申請書及び添付書類のすべての記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

また、事実と相違が判明した場合は、入札参加資格を取り消されても、異議を申立てしません。

工 事 名				
共同企業体構成員の 商号又は名称		所 在 地	建設業許可の記号 番号及び年月日	等級 格付
1 代表者			大臣・知事許可 (-) 号 年月日	
2				
3				

添付書類 特定建設工事共同企業体協定書

その他必要と認める書類

別記様式第2号（第14条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 新ひだか町発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含
む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」と
いう。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行
後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわら
ず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を
行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請
負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理す
る権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発
注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（構成員名） %

（構成員名） %

（構成員名） %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 当該建設工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該建設工事の決算に繰り入れることができる。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不

履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩

別記様式第3号（第14条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 新ひだか町発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

工事 (構成員名)

工事 (構成員名)

工事 (構成員名)

2 前項に規定する分担工事の価額については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表者の名義により設け
られた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
-----	-----	-------------------------	---

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
--	-----	-------------------------	---

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
--	-----	-------------------------	---

別記様式第4号（第14条関係）

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書(乙型)

新ひだか町発注に係る下記工事については、特定建設工事共同企業体
協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

- 1 工事の名称 工事
- 2 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

工事	(構成員名)	円
工事	(構成員名)	円
工事	(構成員名)	円

外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠として
この協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本につ
いては構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩

委任状

新ひだか町長 様

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩

当共同企業体は、

を代理人と定め、新ひだか町発注の
工事に関し、下記に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 工事の入札及び見積に関する件
- 2 復代理人選任に関する件
- 3 工事の契約締結に関する件
- 4 工事の施工に伴う諸願届書提出に関する件
- 5 前金払の請求及び受領に関する件
- 6 請負代金の請求及び受領に関する件
- 7 工事の受渡に関する件

使用印鑑	
------	--

別記様式第6号（第14条関係）

特定業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

新ひだか町長 様

共同企業体の名称

特定業務共同企業体

代表者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

新ひだか町が発注する次の委託業務の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、入札参加資格要件すべてを満たしていること、並びにこの申請書及び添付書類のすべての記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

また、事実と相違が判明した場合は、入札参加資格を取り消されても、異議を申立てしません。

業 務 名				
共同企業体構成員の 商号又は名称		所 在 地	登録等の記号 番号及び年月日	等級 格付
1 代表者			大臣・知事許可 (-) 号 年 月 日	
2				
3				

添付書類 特定業務共同企業体協定書

その他必要と認める書類

別記様式第7号（第14条関係）

特定業務共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）新ひだか町発注に係る 業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。
以下「業務」という。）の受託
- （2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定業務共同企業体（以下「企業体」という。）
と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月
を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行う
ことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委
託料（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する
権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成
果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び
第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権
限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合にお
いては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員
である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した
代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度、当該業務について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 当該業務を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該業務の決算に繰り入れることができる。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定業務共同企業体協
定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定業務共同企業体

代表者 構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

Ⓜ

構成員 所在地
名称又は氏名
代表者職氏名

Ⓜ

構成員 所在地
名称又は氏名
代表者職氏名

⑩

別記様式第8号（第14条関係）

特定業務共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 新ひだか町発注に係る 業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務額)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

業務 (構成員名)

業務 (構成員名)

業務 (構成員名)

2 前項に規定する分担業務の価額については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定業務共同企業体
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、
各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競
争入札参加資格審査申請のため発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定業務共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩

別記様式第9号（第14条関係）

特定業務共同企業体協定書第8条に基づく協定書（乙型）

新ひだか町発注に係る下記業務については、特定業務共同企業体協定書第
8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

1 業務の名称

2 分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

業務	（構成員名）	円
業務	（構成員名）	円
業務	（構成員名）	円

外 社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については業務委託契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定業務共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩

委任状

新ひだか町長 様

共同企業体の名称

特定業務共同企業体

代表者 構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

当共同企業体は、
を代理人と定め、新ひだか町発注の
業務に関し、下記に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 業務の入札及び見積に関する件
- 2 復代理人選任に関する件
- 3 業務の契約締結に関する件
- 4 業務の履行に伴う諸願届書提出に関する件
- 5 前金払の請求及び受領に関する件
- 6 請負代金の請求及び受領に関する件
- 7 業務の受渡に関する件

使用印鑑	
------	--

別記様式第11号 (第28条関係)

経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

新ひだか町長 様

共同企業体の名称 経常建設共同企業体
 代表者 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

印

年度において貴町所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、入札参加資格要件すべてを満たしていること、並びにこの申請書及び添付書類のすべての記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

また、事実と相違が判明した場合は、入札参加資格を取り消されても、異議を申立てしません。

共同企業体構成員の商号又は名称		所在地		建設業許可の記号・番号及び年月日		格付等級	工種(乙型)
1 代表者							
2							
3							
結 成 の 目 的 ※ □にレ点を記入してください。なお、その他の結成目的があれば具体的に記載してください。		<input type="checkbox"/> 経営力・施工力の強化を目指し、より規模が大きい工事・技術力が必要な工事を受注しようとするため <input type="checkbox"/> 事業活動や施工体制の合理化を目指し、確実な工事の履行や信用を向上させるため <input type="checkbox"/> 分担施工(乙型)を行うため <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載)					
希望する資格の種類		番号	工 種	希望	番号	工 種	希望
※ 参加希望する工種の希望欄に○印を付すること。 (最大3工種まで可)		01	土 木 一 式		16	ガ ラ ス	
		02	建 築 一 式		17	塗 装	
		03	大 工		18	防 水	
		04	左 官		19	内 装 仕 上	
		05	とび・土工・コンクリート		20	機 械 器 具 設 置	
		06	石		21	熱 絶 縁	
		07	屋 根		22	電 気 通 信	
		08	電 気		23	造 園	
		09	管		24	さ く 井	
		10	タイル・レンガ・ブロック		25	建 具	
		11	鋼 構 造 物		26	水 道 施 設	
		12	鉄 筋		27	消 防 施 設	
		13	舗 装		28	清 掃 施 設	
		14	し ゅ ん せ つ		29	解 体	
		15	板 金				

添付書類 1 経常建設共同企業体協定書 2 その他必要と認める書

経常建設共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）新ひだか町発注に係る建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、
経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）
と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、その存続期間は、
年 月
日までとする。ただし、同日を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の
履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、組

織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 構成員は、同一工事について競争する他の共同企業体に参加することができない。

2 構成員は、同一工事について当企業体と競争することができない。

3 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。

4 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定
を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構
成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札
参加資格審査申請のため発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩

別記様式第13号（第28条関係）

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（甲型）

新ひだか町発注に係る下記工事については、経常建設共同企業体協定書
第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工
事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないもの
とする。

記

1	工事の名称	工事	
2	出資の割合	(構成員名)	%
		(構成員名)	%
		(構成員名)	%

外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠として
この協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本につ
いては構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称 経常建設共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	(印)
-----	-----	-------------------------	-----

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	(印)
--	-----	-------------------------	-----

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	(印)
--	-----	-------------------------	-----

別記様式第14号（第28条関係）

経常建設共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）新ひだか町発注に係る建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、
経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）
と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、その存続期間は、
年 月
日までとする。ただし、同日を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の
履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び
監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を
含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、建
設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協
定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構
成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入
札参加資格審査申請のため発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
-----	-----	-------------------------	---

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
--	-----	-------------------------	---

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
--	-----	-------------------------	---

別記様式第15号（第28条関係）

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（乙型）

新ひだか町発注に係る下記工事については、経常建設共同企業体協定書
第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

- | | | |
|---------------------------|----|---|
| 1 工事の名称 | 工事 | |
| 2 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。） | | |
| 工事（構成員） | | 円 |
| 工事（構成員） | | 円 |
| 工事（構成員） | | 円 |

外 社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者	構成員	所在地	
		商号又は名称	
		代表者職氏名	⑩

	構成員	所在地	
		商号又は名称	
		代表者職氏名	⑩

	構成員	所在地	
		商号又は名称	
		代表者職氏名	⑩

委任状

新ひだか町長 様

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

当共同企業体は、を代理人と定め、下記に
定める期間において、新ひだか町が発注する工事に関し、下記に関する一切の権限を委任
します。

記

1 委任事項

- (1) 工事の入札及び見積に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) 工事の契約締結に関する件
- (4) 工事の施工に伴う諸願届書提出に関する件
- (5) 前金払の請求及び受領に関する件
- (6) 請負代金の請求及び受領に関する件
- (7) 工事の受渡に関する件

2 委任期間 資格有効期間の初日から当企業体の解散の日まで

使用印鑑	
------	--

別記様式第17号（第42条関係）

地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

新ひだか町長 様

共同企業体の名称
代表者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

地域維持型建設共同企業体

⑩

年度において貴町所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、入札参加資格要件すべてを満たしていること、並びにこの申請書及び添付書類のすべての記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

また、事実と相違が判明した場合は、入札参加資格を取り消されても、異議を申立てしません。

共同企業体構成員の商号又は名称		所在地		建設業許可の記号・番号及び年月日		格付等級	工種(乙型)
1 代表者							
2							
3							
結 成 の 目 的 ※ □にレ点を記入してください。なお、その他の結成目的があれば具体的に記載してください。		<input type="checkbox"/> 維持工事の継続的な実施体制の安定を確保するため <input type="checkbox"/> 事業活動や施工体制の合理化を目指し、確実な維持工事の履行や信用を向上させるため <input type="checkbox"/> 分担施工（乙型）を行うため <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）					
希望する資格の種類 ※ 参加希望する工種の希望欄に○印を付すること。 (最大3工種まで可)		番号	工 種	希望	番号	工 種	希望
		01			16		
		02			17		
		03			18		
		04			19		
		05			20		
		06			21		
		07			22		
		08			23		
		09			24		
		10			25		
		11			26		
		12			27		
		13			28		
		14			29		
		15			30		

添付書類 1 地域維持型建設共同企業体協定書 2 その他必要と認める書類

地域維持型建設共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）新ひだか町発注に係る地域維持型建設共同企業体の対象となる工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「地域維持工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、
地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、その存続期間は、
年 月 日までとする。ただし、同日を経過しても当企業体に係る地域維持工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、組

織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、地域維持工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、地域維持工事の請負契約の履行及び下請契約その他の地域維持工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、地域維持工事完成の都度、当該地域維持工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 構成員は、同一地域維持工事について競争する他の共同企業体に参加することができない。

- 2 構成員は、同一地域維持工事について当企業体と競争することができない。
- 3 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。
- 4 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち地域維持工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して地域維持工事を完成するものとする。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、地域維持工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成

員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 地域維持型建設共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

地域維持型建設共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
-----	-----	-------------------------	---

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
--	-----	-------------------------	---

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
--	-----	-------------------------	---

別記様式第19号（第42条関係）

地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（甲型）

新ひだか町発注に係る下記工事については、地域維持型建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 工事の名称 | 工事 |
| 2 | 出資の割合 | (構成員名) % |
| | | (構成員名) % |
| | | (構成員名) % |

外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称 地域維持型建設共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	(印)
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	(印)
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	(印)

地域維持型建設共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）新ひだか町発注に係る地域維持型建設共同企業体の対象となる工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。（以下「地域維持工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、
地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、その存続期間は、
年 月 日までとする。ただし、同日を経過しても当企業体に係る地域維持工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、地域維持工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 地域維持工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 地域維持型建設共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

地域維持型建設共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩
	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	⑩

別記様式第21号（第42条関係）

地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（乙型）

新ひだか町発注に係る下記工事については、地域維持型建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

- | | | | |
|---|-------------------------|----|---|
| 1 | 工事の名称 | 工事 | |
| 2 | 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。） | | |
| | 工事（構成員） | | 円 |
| | 工事（構成員） | | 円 |
| | 工事（構成員） | | 円 |

外 社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうち、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称 地域維持型建設共同企業体

代表者	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	(印)
-----	-----	-------------------------	-----

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	(印)
--	-----	-------------------------	-----

	構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	(印)
--	-----	-------------------------	-----

委任状

新ひだか町長 様

共同企業体の名称

地域維持型建設共同企業体

代表者 構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

当共同企業体は、を代理人と定め、下記に
定める期間において、新ひだか町が発注する工事に関し、下記に関する一切の権限を委任
します。

記

1 委任事項

- (1) 工事の入札及び見積に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) 工事の契約締結に関する件
- (4) 工事の施工に伴う諸願届書提出に関する件
- (5) 前金払の請求及び受領に関する件
- (6) 請負代金の請求及び受領に関する件
- (7) 工事の受渡に関する件

2 委任期間 資格有効期間の初日から当企業体の解散の日まで

使用印鑑	
------	--

別記様式23号（第47条関係）

競争入札参加資格関係事項変更届

年 月 日

新ひだか町長 様

共同企業体の名称

共同企業体

代表者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けで決定通知のあった 年度において新ひだか町が行う一般競争入札及び指名競争入札への参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて届けます。

なお、この変更届及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 資格の種類

2 変更内容

変 更 前

変 更 後

※ 事実を証明する書類として、協定書（写）又は決議書（写）等を添付すること。

共同企業体解散届

年 月 日

新ひだか町長 様

共同企業体の名称

共同企業体

代表者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

当企業体は、共同企業体協定書第 条第 項に基づき、解散することが決定したので、関係書類を添えて次のとおり届けます。

記

- 1 登録番号
- 2 資格の種類
- 3 解散年月日
- 4 解散理由

注1 共同企業体の解散に関する決議書を添付すること。

注2 この様式の内容が備わっている場合は、適宜変更して差し支えない。

共同企業体の解散に関する決議書

当共同企業体は、共同企業体協定書第 条第 項に基づき、構成員間において協議の結果、解散することを決定したので、その証としてこの決議書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については、共同企業体解散届に添付して発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体

代表者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

構成員 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩